

教育映像等審査規程（昭和二十九年八月二十七日文部省令第二十二号）

最終改正：令和七年三月三十一日文部科学省令第九号

教育映画等審査規程（昭和二十二年文部省令第二号）の一部を改正する省令を次のように定める。

（目的）

第一条 文部科学大臣は、映画その他の映像作品及び紙芝居（以下「映像作品等」という。）について、教育上価値が高く、学校教育又は社会教育に広く利用されることが適当と認められるものを選定し、あわせて教育に利用される映像作品等の質的向上に寄与するために、この規程に基づいて審査を行う。

（申請）

第二条 映像作品等の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に審査を受けようとする映像作品等を記録した記録媒体を添えて、文部科学大臣に提出するものとする。

一 記録媒体の種別及び規格

二 題名（外国の映像作品等の場合は、原名を併記する。）

三 申請者の住所及び氏名又は名称（外国の映像作品等の場合は、国内における取扱者の住所及び氏名又は名称）

四 製作年月日

五 映像作品等の概要

2 審査を受けようとする映像作品等が映画フィルムである場合には、申請者は、その映写に要する施設を確保するとともに、その経費を負担するものとする。

第三条 文部科学大臣は、前条の申請を受けたときは、学識経験者の意見を聴いて、審査を行うものとする。

（審査の基準）

第四条 審査は、申請された映像作品等の持つ教育上の価値を主とし、次に掲げる基準に従って行う。

一 内容について

イ 正確なものであるか。

ロ 信頼できるものであるか。

ハ 時代の進歩に応じているものであるか。

ニ 心身の発達段階に応じて理解し得るものであるか。

ホ 生活、経験及び興味に即しているものであるか。

ヘ 経験領域を拡充し、豊かにするものであるか。

ト 思考力及び批判力をかん養するものであるか。

チ 教養を高め、生活の向上に資するものであるか。

リ 豊かな情操を養うものであるか。

ヌ 倫理性を高めるものであるか。

ル 学校教育用教材については、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領又は学習指導要領に示されている教育課程に対する配慮がなされているか。

二 表現について

イ 意図しているものが表現されているか。

ロ 画面が鮮明であるか。

ハ 色彩が適切であるか。

ニ 用語が平易かつ妥当であるか。

ホ 解説に頼りすぎていないか。

ヘ 解説と画面との結合が適切であるか。

ト 映像作品にあつては、音声が適切であるか。

チ 紙芝居にあつては、紙質及び印刷が適切であるか。

三 その他

イ 操作が容易であるか。

ロ 映像作品にあつては、動作が適切であるか。

第五条 映像作品等の審査にあつては、前条に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項についても留意するものとする。

一 風教上好ましくないものではないか。

二 商業的又は政治的な宣伝意図の顕著なものではないか。

三 安易な模倣を誘発し、社会的悪影響を及ぼす虞れのあるものではないか。

四 その他中正を欠く意図が感じられるものではないか。

(審査の結果)

第六条 審査の結果、第四条の基準に照して教育上価値が高く、かつ、前条各号について支障がないと認められたものは文部科学省選定とし、そのうち特にすぐれたものは文部科学省特別選定とする。

2 前項の文部科学省選定又は文部科学省特別選定は、その作品の内容に応じ、次に掲げる対象別の分類に従つて行う。

一 学校教育の教材とするものについては、幼稚園及び幼保連携型認定こども園幼児向き、小学校低学年（義務教育学校の第一学年及び第二学年を含む。）児童向き、小学校中学年（義務教育学校の第三学年及び第四学年を含む。）児童向き、小学校高学年（義務教育学校の第五学年及び第六学年を含む。）児童向き、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。次号及び第三号において同じ。）生徒向き又は高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。次号及び第三号において同じ。）生徒向きの別

二 社会教育の教材とするものについては、幼児向き、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次号において同じ。）児童向き、中学校生徒向き、高等学校生徒向き、青年向き又は成人向きの別

三 一般劇映画及び一般非劇映画については、幼児向き、小学校児童向き、中学校生徒向き、高等学校生徒向き、青年向き、成人向き又は家庭向きの別

第七条 映像作品等の審査を行つた場合には、その結果を申請者に通知するものとする。

第八条 文部科学省選定又は文部科学省特別選定となつた映像作品等（以下「選定教育映像等」という。）については、内容及び利用上の注意等を付記して公表する。

2 前項の場合には、必要に応じ、その教科、学年及び学習指導要領に示されている内容項目等についてもあわせて示すものとする。

第九条 選定教育映像等とされなかつた映像作品等については、審査の結果を公表しないものとする。

第十条 申請者は、選定教育映像等とされた映像作品等にその旨表示する場合には、文部科学省選定又は文部科学省特別選定の別、第六条第二項に規定する対象別、選定の年月日及び審査に係る記録媒体の種別（当該種別以外の種別の記録媒体により頒布する場合に限る。）を明示するものとする。

2 前項に規定する場合において、申請者が選定教育映像等とされた映像作品等を当該映像作品等以外の情報を記録した記録媒体により頒布しようとするときは、文部科学大臣にその内容を申告し、第五条各号に掲げる事項について確認を受けるものとする。

（内容の変更）

第十一条 選定教育映像等とされた映像作品等の内容が変更された場合には、当該決定の効力は失われるものとする。

（選定の取消し）

第十二条 文部科学大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、選定教育映像等の選定を取り消すことができる。

一 選定教育映像等が第四条の基準に照らして教育上価値が高いと認められなくなつたとき。

二 選定教育映像等が第五条各号のいずれかについて支障があると認められるとき。

三 その他文部科学大臣が特に必要があると認めるとき。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三二年一〇月一六日文部省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四七年三月二四日文部省令第七号）

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則（昭和四八年三月二九日文部省令第一号）

1 この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前に第二条の規定による廃止前の文部省試写室使用規程第四条の規定により教育映画等審査規程の規定に基づく教育映画等の審査を受けるための試写室の使用料を納付した者は、第一条による改正後の教育映画等審査規程第二条第二項に規定する映写手数料を納付したものとみなす。

附則（平成元年三月二九日文部省令第九号）

この省令は、平成元年四月一日から施行する。

附則（平成二年四月三日文部省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年六月二十九日文部省令第二一号）

この省令は、平成二年七月一日から施行する。

附則（平成二年九月一十一日文部省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二年八月二十八日から適用する。

附則（平成九年三月一八日文部省令第二号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成一二年一〇月三十一日文部省令第五三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一七年四月一日文部科学省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年五月九日文部科学省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年三月二六日文部科学省令第一一号）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則（平成二七年三月一六日文部科学省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定、第四条第一号ルの改正規定及び第六条第二項第一号の改正規定（「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える部分に限る。）は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月二二日文部科学省令第四号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（令和七年三月三十一日文部科学省令第九号）

この省令は、令和七年四月一日から施行する。